



令和
7年度

町立幼稚園

中央幼稚園・西幼稚園・すぎと幼稚園

園児を募集します

問合せ 子育て支援課 幼稚園・保育園担当 内線268

対象	入園資格	願書配布	願書受付	保育料等
3歳児 令和3年4月2日～ 令和4年4月1日生	各幼稚園区内*に住所があり、居住している方。 ただし、令和7年3月末までに杉戸町への転入が確実な方は、建築確認書等の証明になる書類の写しを添付して各幼稚園へお申込みください。	【配布期間】 10月21日(月)～ 10月31日(木)	【受付日】 11月1日(金) 【受付時間】 13時～16時	【入園料】 無償
4歳児 令和2年4月2日～ 令和3年4月1日生	※お住いの地域によって、通園可能な園が指定されています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。 【1クラスの人数】 3歳児20名、4歳児35名、5歳児35名（4歳児・5歳児を優先的に受け入れます。） ※集団生活を行う上で心配がある方は、入園申込の際にご相談ください。	【配布時間】 14時～16時 【保育公開】 10月21日(月) 9時～11時 (この時間も願書を配布します)	【受付場所】 各幼稚園（中央・西・すぎと） 【持参するもの】 ・入園願 ・入園調査票 ・子どものための教育給付に関する支給認定申請書 ※お子様を同伴の上、お申込みください。	【保育料】 無償 【バス送迎料】 (すぎと幼稚園のバス利用者のみ) 年額24,000円 ※無償化対象外
5歳児 平成31年4月2日～ 令和2年4月1日生		【配布場所】 各幼稚園（中央・西・すぎと）		

- ・定員に空きがある場合、年明け以降、随時追加受け入れを行います。
- ・入園希望者が収容人数より多い場合は抽選とします。
- ・中央幼稚園、西幼稚園は通園バスによる送迎はありませんので、保護者の方の送迎となります。なお、自家用車の送迎は限りがありますので、ご注意ください。
- ・**町立幼稚園では、在園児を対象に預かり保育を実施しています。就労等の理由により、家庭での保育が困難な世帯の方が利用できます。**
時間 保育終了後17時まで、長期休業期間9時～17時
利用料 常時利用：無償、一時利用：保育実施日200円、長期休業日450円

潜在保育士の復職を支援します

問合せ 子育て支援課 幼稚園・保育園担当 内線266

潜在保育士のみなさん！杉戸町の保育園で一緒に働きませんか！？

- 対象** 町内保育園に勤務を希望する保育士資格登録者のうち、
保育士として就労していない方、保育士の勤務経験がない方、
保育所等を離職してから相当の期間がある方 など ※希望者の住所地は、町内・町外問いません
- 時期** 9月から通年実施 **場所** 町立保育園3園（泉保育園・高野台保育園・すぎと保育園）
- 内容** オリエンテーション、園内説明、保育の1日の流れ（説明）、保育見学体験 **費用** 無料
- 申込** 申込書を子育て支援課に提出（申込書は、町ホームページからダウンロード可）
【必要書類】身分証明書（運転免許証などの顔写真付きのもの）、保育士証（コピー）
※希望保育園と調整し、結果通知を送付します。



児童手当 10月に制度改革（拡充）します！

問合せ 子育て支援課
子育て支援担当 内線265・279

対象の方に必要な書類を送付しています。申請が必要な方は、期限内に提出をお願いします。
※制度改革後、初回の振り込みは12月（10、11月分）になります。

		改正前（令和6年9月分まで）		改正後（令和6年10月分から）	
所得制限		所得制限限度額以上：月額5,000円 所得上限限度額以上：支給なし		所得制限なし	
支給対象		中学生まで (15歳到達後の最初の3月31日まで)		高校生年代まで (18歳到達後の最初の3月31日まで)	
支給額	3歳未満	15,000円		15,000円	第3子以降 30,000円
	3歳～小学校修了	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	
	中学生	10,000円		10,000円	
	高校生年代	なし		10,000円	
算定対象年齢		18歳到達後の最初の3月31日まで		22歳到達後の最初の3月31日まで※	
支給月		2月、6月、10月 (年3回)		2月、4月、6月、8月、10月、12月 (年6回)	

お手続きが不要な方

- 公務員（独立行政法人）の方（所属庁にご確認ください。）
- 児童手当または特例給付を現在受給している方
 - 中学生以下のお子様を養育している方
 - 高校生年代のお子様がいる方で、算定児童に登録されている方
状況により、確認書の提出が必要です。詳しくはお問合せください。

お手続きが必要な方

●新規に申請が必要な方

- 高校生年代のお子様が同一世帯で、児童手当を受給していない方（弟・妹がいない）
- 高校生年代のお子様ที่別世帯に住民登録があり、児童手当を受給していない方
住民票を元に送付ができませんので、窓口にてお手続きをお願いします。
- 所得上限限度額を超過し、児童手当・特例給付が支給対象外になった方
再申請が必要です。

●確認書の提出が必要な方

- 令和6年度に19歳～22歳（平成14年4月2日～平成18年4月1日生）になるお子様を養育し、その方を含めて3名以上を養育している方
※受給者が監護に相当する世話等をしていること、生計費の負担をしていることが条件です。

●増額の申請が必要な方

- 中学生以下のお子様を養育しており、制度改革前に高校生年代のお子様を算定児童として登録されていない方
別世帯に住民登録がある場合、住民票を元に送付ができませんので、窓口にてお手続きをお願いします。

書類不備等がありましたら、お問合せください。

◎詳細は町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。

